

消防設備士免状の交付・書換え・再交付に係る審査基準及び標準処理期間等について

種類	消防設備士免状の交付	消防設備士免状の書換え	消防設備士免状の再交付
根拠法令・条項	消防法第17条の7第1項	消防法施行令第36条の5	消防法施行令第36条の6第1項
審査基準	<p>次に示す条件を満たす者に、消防設備士免状を交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 富山県知事が実施した消防設備士試験又は、富山県知事が行わせた指定試験機関において実施した消防設備士試験に合格した者。 2. 消防法又は消防法に基づく命令の規定に違反して消防設備士免状の返納を命ぜられた者は、その日から起算して1年を経過した者。 3. 消防法又は消防法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者は、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過した者。 	<p>次に示す条件を満たす場合に、消防設備士免状の書換えを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 書換えを受けようとする申請者が、当該消防設備士免状の交付を受けた者であること。 2. 書換えを受けようとする消防設備士免状が、富山県知事が交付した免状であるか、書換えを受けようとする申請者が、富山県に居住又は勤務していること。 3. 書換えを受けようとする理由が、消防設備士免状の本籍・氏名・生年月日の変更によるか、免状に貼付されている写真の撮影日が、免状の交付日から10年経過することによること。 	<p>次に示す条件を満たす場合に、消防設備士免状を再交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再交付を受けようとする申請者が、当該消防設備士免状の交付を受けた者であること。 2. 再交付を受けようとする消防設備士免状が、富山県知事が交付又は書換えをした免状であること。 3. 再交付を受けようとする理由が、消防設備士免状の亡失、滅失、汚損又は破損によること。
標準処理期間	15日間	10日間	10日間
手数料	新規交付 2,900円 <small>※ 複数の種類の新規交付申請…種類ごとに2,900円、新規交付+本籍等書換え申請…2,900円、写真書換え+本籍等書換え申請…1,600円、再交付+本籍等書換え申請…1,900円</small>	本籍等書換え 700円 写真書換え 1,600円	再交付 1,900円
受付機関	一般財団法人消防試験研究センター富山県支部		